関税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十三号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第七号中「同号イ」を「同号イ(1)」に、「受けている旨又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等を保有している旨（いずれも」に改める。

第四条の三中「並びに」を「（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに」に改める。

第四条の十二第二項第五号中「第六十一条第一項第二号イ」を「第六十一条第一項第二号イ(1)」に、「締約国原産地証明書（」を「締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等（いずれも」に改める。

第八条の四第八号中「）又は」を「）、」に、「）の規定」を「）又は関税暫定措置法第九条の二第三項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定」に改め、「免除」の下に「若しくは関税の譲許の便益の適用」を加える。

第三十六条の三第三項及び第五十一条の十二第三項中「同号イ」を「同号イ(1)」に改め、「規定する締約国原産地証明書」の下に「又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等」を、「当該締約国原産地証明書」の下に「又はオーストラリア協定原産品申告書等」を加える。

第六十一条第一項第二号中「又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」を「、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定又は経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下この号において「オーストラリア協定」という。）」に改め、同号イ中「ロにおいて」を「以下この号において」に、「書類」を「又は申告する書類」に、「以下この条において「締約国原産地証明書」という。）」を「）であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イに次のように加える。

(1)　当該貨物が締約国原産品であることを証明した書類（以下この条において「締約国原産地証明書」という。）

(2)　当該貨物がオーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるもの（以下この号において「オーストラリア原産品」という。）であることを申告する書類であつてオーストラリア協定第三・十六条の規定に基づき作成されたもの（第五項において「オーストラリア協定原産品申告書」という。）及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（第四項においてこれらの書類を「オーストラリア協定原産品申告書等」という。）

第六十一条第四項中「及び締約国品目証明書は、その証明」を「、オーストラリア協定原産品申告書等及び締約国品目証明書は、これら」に改め、同項ただし書中「その証明」を「これ」に改め、同条第五項中「締約国原産地証明書」の下に「及びオーストラリア協定原産品申告書」を加え、「その証明」を「これら」に改め、「発給」の下に「又は作成」を加える。

（税関関係手数料令の一部改正）

第二条　税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「）又は」を「）に規定する工場の承認（次項ただし書、第三項及び第四項において「定率法の承認」という。）」に、「又は免税）に」を「、免税又は戻し税等）に規定する工場の承認又は関税暫定措置法第九条の二第一項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）に」に、「承認を」を「承認（次項ただし書、第三項及び第四項において「暫定措置法の承認」という。）を」に改め、「（製造工場の承認手数料）」を削り、「同じ。）」の下に「又は関税暫定措置法第九条の二第八項」を加え、同条第二項中「第九条第二項」の下に「（製造が終了した場合の届出及び検査）を」に、「含む。）」の下に「又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三十三条の七第二項（製造が終了した場合の届出及び検査）を」に、「第十三条第八項」の下に「又は関税暫定措置法第九条の二第八項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の又は隣接する敷地内に所在する工場について定率法の承認及び暫定措置法の承認を併せて受けている者に対し、定率法施行令第九条第二項の規定による検査及び関税暫定措置法施行令第三十三条の七第二項の規定による検査を併せて行うときは、定率法第十三条第八項の規定により納付すべき手数料の額及び関税暫定措置法第九条の二第八項の規定により納付すべき手数料の額は、それぞれその二分の一に相当する額とする。

第八条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　同一の又は隣接する敷地内に所在する工場について定率法の承認を受けた日以後当該定率法の承認の期間内に暫定措置法の承認を併せて受けた者（定率法施行令第九条第二項又は関税暫定措置法施行令第三十三条の七第二項の規定により税関長が届出により必要な検査をするものとして指定した工場において製造を行う者を除く。）が関税暫定措置法第九条の二第八項の規定により納付すべき手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　当該暫定措置法の承認の期間の末日が当該定率法の承認の期間の末日以前である場合　イに掲げる面積を延べ面積とみなして第一項の規定を適用した場合に得られる額からロに掲げる延べ面積を計算の基準として同項の規定を適用した場合に得られる額を控除した額に相当する額

イ　当該暫定措置法の承認を受けた工場の延べ面積と当該定率法の承認を受けた工場の延べ面積（当該暫定措置法の承認を受けた工場の延べ面積及び当該定率法の承認を受けた工場の延べ面積に重複する区域の面積が含まれている場合には、当該合算した面積から当該重複する区域の面積を控除した面積）

ロ　当該定率法の承認を受けた工場の延べ面積

二　当該暫定措置法の承認の期間の末日が当該定率法の承認の期間の末日後である場合　同日以前の期間について前号の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）及び同日後の期間について当該暫定措置法の承認を受けた工場の延べ面積を計算の基準として第一項の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）を合算した額に相当する額

4　同一の又は隣接する敷地内に所在する工場について暫定措置法の承認を受けた日の翌日以後当該暫定措置法の承認の期間内に定率法の承認を併せて受けた者（定率法施行令第九条第二項又は関税暫定措置法施行令第三十三条の七第二項の規定により税関長が届出により必要な検査をするものとして指定した工場において製造を行う者を除く。）が定率法第十三条第八項の規定により納付すべき手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　当該定率法の承認の期間の末日が当該暫定措置法の承認の期間の末日以前である場合　イに掲げる面積を延べ面積とみなして第一項の規定を適用した場合に得られる額からロに掲げる延べ面積を計算の基準として同項の規定を適用した場合に得られる額を控除した額に相当する額

イ　前項第一号イに掲げる面積

ロ　当該暫定措置法の承認を受けた工場の延べ面積